

環水大土発第 1408011 号  
平成 26 年 8 月 1 日

都道府県知事 殿  
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

1, 1-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の  
基準等の改正に伴う土壤汚染対策法の運用について

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）の一部が改正され、本日付で施行されたところである。今回の改正に伴う土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の運用に当たっての留意事項を下記のとおり整理したので御了知の上、貴職におかれては、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 規則改正の背景及び概要

土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(以下「特定有害物質」という。)として、土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下「令」という。)において、現在25物質が定められている。これら特定有害物質による土壤の汚染状態に係る基準として、①土壤に含まれる特定有害物質を地下水経由で摂取するリスクの観点から定められる特定有害物質の検液への溶出量に関する基準(以下「土壤溶出量基準」という。)が規則別表第3に、②特定有害物質を含む土壤を直接摂取するリスクの観点からの特定有害物質の含有量に関する基準(以下「土壤含有量基準」という。)が規則別表第4に定められており、要措置区域及び形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)の指定の要否を判断する基準となっている。

また、特定有害物質については、土壤汚染に起因した地下水の水質汚濁に係る基準(以下「地下水基準」という。)が規則別表第1に、汚染の除去等の措置を選択する際に用いる基準(以下「第二溶出量基準」という。)が規則別表第2に定められている。

平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会(以下「中環審」という。)に対して、1,1-ジクロロエチレン他6物質に係る諮問(「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(諮問第362号)」)が行われ、当該諮問を受けた中環審土壤農薬部会土壤環境基準小委員会(同年12月26日開催)における審議結果を踏まえ、平成26年3月20日に1,1-ジクロロエチレンの土壤環境基準が「検液1Lにつき0.1mg以下であること」に見直された。

これを受け、中環審土壤農薬部会土壤制度専門委員会(同年3月28日開催)において法の制度運用のあり方について検討が行われ、同年7月3日の中環審土壤農薬部会において審議し、同年7月29日に答申がなされた。今般、この答申を踏まえて1,1-ジクロロエチレンに係る基準について次のとおり規則の改正を行ったところである。なお、規則第6条第1項第1号に基づく土壤ガス調査における定量下限値は、現行の0.1 volppmを引き続き用いることとしている。

1,1-ジクロロエチレンに関する汚染状態に係る基準及び関連基準の改正の概要

		改正前の基準	改正後の基準
汚染状態に係る基準	土壤溶出量基準	0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
	土壤含有量基準	—	—
地下水基準		0.02 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
第二溶出量基準		0.2 mg/L 以下	1 mg/L 以下

## 第2 1,1-ジクロロエチレンに関する汚染状態に係る基準等の見直しに伴う法の運用について

### 1. 汚染状態に係る基準見直し時に要措置区域等の指定を受けている土地の取扱い

#### (1) 要措置区域等の指定を受けている土地の取扱い

##### ① 1,1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で要措置区域等の指定を受けている土地の取扱い

要措置区域に指定された土地の区域について、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部について要措置区域に指定する事由がなくなったと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について要措置区域の指定を解除するものとしている（法第6条第4項）。同様に、形質変更時要届出区域に指定された土地の区域について都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、形質変更時要届出区域の全部又は一部について形質変更時要届出区域に指定する事由がなくなったと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について形質変更時要届出区域の指定を解除するものとしている（法第11条第2項）。

1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準の見直しに伴って、要措置区域等に指定されている区域の指定の事由がなくなる事例が生じる場合が考えられる。しかし、この場合、土壌溶出量基準の見直しは汚染の除去等の措置には該当しないため、法第6条第4項又は法第11条第2項の規定に基づく区域の指定の解除はできないことから、1,1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で区域の指定を受けている土地については、当該要措置区域等の指定の「撤回」（以下「区域の指定の撤回」という。）を行うこととされたい。

区域の指定の全部又は一部の撤回を行う場合には、その旨を区域指定の解除の場合と同様に公示（法第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第3項）し、台帳から当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を消除（規則第58条7項）することとする（公示例1参照）。

要措置区域等の一部について区域の指定を撤回するに際して、当該要措置区域等の指定後の期間に、指定を撤回しようとしている区域内で汚染土壌の移動による新たな土壌汚染のおそれがある場合には、同区域内の汚染土壌の移動の履歴等を確認した上で、撤回するかどうかを判断することが適切である。

新たな土壌汚染のおそれの有無については、区域内での土地の形質の変更の届出（法第12条等）の内容の確認及び土地の所有者への確認（区域の指定後に所有者が変更された土地については、区域指定時から現在までの土壌の移動履歴を含む。）により判断することとされたい。

なお、土地の所有者への確認は、区域指定時から現在までの土地所有者に対する聞き取りのほか当該土地の登記簿の謄本や、汚染の除去等の工事計画書、工事請負業者が提出した汚染土壌の移動を伴う工事を施工していない旨の申立書等により行うことが考えられるが、個々の実情により適切な方法で行うこととされたい。

もっとも、土地の売却等により現在の土地所有者が確認できず、新たな汚染の有無が把握できない場合は、撤回の可否の判断が出来ないため、撤回を保留し、公報又はホームページ等で、汚染のおそれが無いことが確認できれば撤回できる旨を周知し、土地所有者の申し出があつてから新たな汚染のおそれの有無を確認するといった対応も考えられる（②、(2) 及び (3) において同じ）。

ただし、要措置区域等の全部について区域の指定を撤回する際には、当該要措置区域等の指定後に区域内で汚染土壌の移動があつたとしても、新たな土壌汚染のおそれは生じないことから、指定を撤回することが適切である。

## ② 複数の特定有害物質が基準不適合であることにより要措置区域等の指定を受けている土地の取扱い

複数の特定有害物質が、汚染状態に係る基準に不適合（以下「基準不適合」という。）であることにより要措置区域等に指定されている土地において、基準見直しにより 1, 1-ジクロロエチレンが汚染状態に係る基準に不適合でなくなる場合には、区域指定を撤回する必要はなく、区域指定の事由となる特定有害物質の種類から 1, 1-ジクロロエチレンのみを除くこととする。具体的には、1, 1-ジクロロエチレンを区域指定の事由となっている特定有害物質の種類から除くために台帳の帳簿及び図面の変更（規則第 58 条第 6 項）を行う。また、1, 1-ジクロロエチレンを区域指定の事由となっている特定有害物質の種類から除く旨の公示を行うことが望ましいので留意されたい（公示例 2 参照）。

ただし、要措置区域等に指定され、既に汚染の除去等の措置として遮水工封じ込めを実施している土地は、封じ込められた土壌のすべてが、改正後の土壌溶出量基準（以下「新土壌溶出量基準」という。）に適合となる場合を除き、遮水構造物中に封じ込められた新土壌溶出量基準に適合となる土壌と不適合となる土壌とを区別することができないため、区域指定を維持することとされたい。

また、今回の汚染状態に係る基準の見直しに伴い、1, 1-ジクロロエチレンが基準不適合ではなくなることにより、他の特定有害物質の基準不適合による自然由来特例区域又は埋立地特例区域に台帳記載事項を変更できる土地の区画が生じる場合がある。この場合には、台帳記載事項の変更を行うこととする（規則第 58 条

第6項)。

(2) 要措置区域の指定を受けている土地の指示措置の取扱い

① 1, 1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で要措置区域の指定を受けている土地の指示措置の取扱い

ア. 要措置区域の指定の撤回に伴い指示措置全てが不要となる場合

1, 1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で要措置区域の指定をし、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示していた場合には、指定を受けている要措置区域の全部の指定が撤回されることに伴い、指示をした講ずべき汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）を講ずることはそもそも不要となるため、指示措置の指示を撤回することとする。撤回は原則として、指示措置を指示した名宛人に対して文書で通知することとされたい。

イ. 第二溶出量基準及び地下水基準の見直しにより指示措置の変更が可能な場合

基準の見直しに伴い、汚染の除去等の措置の種類の変更が可能な場合がある。

例えば、改正前の土壌溶出量基準に不適合であり、かつ地下水基準についても不適合な要措置区域においては、「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」が指示措置となるが、基準の見直しにより、土壌の汚染状態が新土壌溶出量基準に不適合であり改正後の地下水基準（以下「新地下水基準」という。）に適合すると評価される場合は、指示措置を「地下水の水質の測定」に変更することが可能である。

まだ措置に着手されていない場合には、既に指示した講ずべき措置を実施可能な別の措置に変更することが適切である。

また、改正前の地下水基準に不適合であるために指示措置として「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」が講じられている場合にも、新地下水基準に適合している場合には、過度な負担を解消するために当該措置の内容を「地下水の水質の測定」に変更することが可能である。指示措置と同等以上の効果を有する措置として定められている「地下水汚染の拡大の防止」（規則別表第5）等が行われている場合においても、同様に扱うこととされたい。

ウ. 指示措置の変更手続き

指示措置は、書面に、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、講ずべき措置及びその理由、講ずべき期限が書かれた書面を交付することにより行っている（規則第33条）。土壌溶出量基準、第二溶出量基準及び地下水基準の見直

しにより、指示措置の内容を変更する必要がある場合は、指示措置の名宛人に対し、当該指示を撤回し、見直し後の基準に見合った指示措置を示す書面を交付する。また、1,1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で指定を受けている要措置区域の指定の一部撤回により、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所が変更となる場合は、改めて汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所を指示することとする。

ただし、1,1-ジクロロエチレンのみが基準不適合で指定を受けている要措置区域等で既に原位置封じ込めの措置を行っている区域は、要措置区域等の指定の一部撤回により「基準不適合土壤のある範囲の側面を囲む」という要件（規則別表第6の2及び3）を満たせなくなる事態が生じる場合がある。したがって、このような場合の対応は後述の（3）の取扱いを参照されたい。

## ② 複数の特定有害物質により要措置区域の指定を受けている土地の指示措置の取扱い

1,1-ジクロロエチレンとその他の特定有害物質が基準不適合であることにより区域の指定を受けている要措置区域において、1,1-ジクロロエチレンの新土壤溶出量基準適合となる土地があった場合には、1,1-ジクロロエチレンの基準不適合のみを理由とした汚染の除去等の措置を講ずることが不要となるので、この場合当該指示措置を撤回することとする。

なお、1,1-ジクロロエチレンが新土壤溶出量基準適合になっても、その他の特定有害物質が基準不適合であるため指示措置の内容に変更が無い場合は、指示措置の変更は行わない。

## (3) 汚染の除去等の措置が既に講じられた土地の取扱い

規則別表第6において原位置封じ込めは、「基準不適合土壤のある範囲の側面を囲む」とされていることから、既に実施されている措置により、改正前の基準によって要措置区域等となった土地の外縁を遮水壁で囲っている。このため、新土壤溶出量基準の施行により、遮水壁の内側に要措置区域等の指定が撤回された土地が存在することになった場合は、「基準不適合土壤のある範囲の側面を囲む」との要件を満たさなくなるが、既設の遮水壁は引き続き基準不適合土壤を囲むことが事実であることから、原則として原位置封じ込めの措置を継続させることを可能とすることとする。ただし、土地の所有者が新土壤溶出量基準に不適合となった範囲の側面のみを囲むように、新たに遮水壁を設置したいとの希望がある場合には可能であるので留意されたい。

遮水工封じ込めが行われた土地では、封じ込められた土壌の全てが新土壌溶出量基準に適合する場合を除き、封じ込め範囲内には新土壌溶出量基準に不適合となる土壌と適合となる土壌が混合されて封じ込められていることから、両者を区別することができないため、現行の措置を維持するものとする。

その他、原位置封じ込め及び遮水工封じ込めでは、現在、要措置区域が複数の飛び地となっている場合、法第 14 条の申請を受けて指定されていた区域も含めて要措置区域を包括的に封じ込めている場合がある。その際、原位置封じ込め、遮水工封じ込め又は地下水汚染の拡大の防止の措置を行っている場合、区域内における特定有害物質の移動や地下水汚染を原因とした新たな土壌の汚染がある可能性のある土地については、人の健康被害を防止する観点から区域の指定を維持することが適切である。

なお、複数の特定有害物質の基準不適合により要措置区域の指定を受けている土地は、1,1-ジクロロエチレンが基準に適合していない特定有害物質の種類から除かれた後も、1,1-ジクロロエチレン以外の特定有害物質による土壌の汚染に係る区域の指定が解除されない限り、他の特定有害物質による汚染の除去等の措置の効果は維持されるべきであり、当該効果を維持するために必要な措置範囲は変更せず、現状を維持することとする。

#### (4) 汚染の除去等の措置の完了

##### ① 地下水基準適合を 1 回確認することが必要な場合

地下水汚染が生じていない状態で基準不適合土壌の掘削による除去を行う場合は、掘削後に地下水基準適合を 1 回確認することで措置を完了できるとしている（規則別表第 6）。実施後の地下水の水質の測定結果が改正前の地下水基準に不適合であったために地下水の水質の測定を継続して行っている土地において、当該測定結果が新地下水基準に適合する場合は、地下水汚染が生じていない状態を 1 回確認済であるものとみなして、汚染の除去等の措置が完了したものとする。

##### ② 地下水基準適合を 2 年間継続して確認することが必要な場合

地下水汚染が生じている状態で基準不適合土壌の掘削による除去を行う場合は、掘削後に年 4 回以上の定期的な地下水の水質の測定において地下水基準適合を 2 年間継続して確認することで措置を完了できるとしている（規則別表第 6）。改正前の地下水基準に不適合であったために地下水の水質の測定が継続して行われている土地において、既に新地下水基準に適合した状態が 2 年間継続している場合、地下水汚染が生じていない状態を 2 年間継続して確認済であるものとみな

して、汚染の除去等の措置が完了したものとする。

土壌の掘削除去以外の措置であって、措置後に地下水基準適合を2年間継続して確認することが措置完了の要件になっている措置についても、既に新地下水基準に適合した状態が2年間継続している場合、地下水汚染が生じていない状態を2年間継続して確認済であるものとみなして、汚染の除去等の措置が完了したものとする。

#### (5) 汚染土壌の搬出

##### ① 要措置区域等における都道府県知事の認定を受けていない土壌

1,1-ジクロロエチレンについて、土壌溶出量基準の見直しにより新土壌溶出量基準に適合する土壌であっても、複数の特定有害物質が基準不適合となっている要措置区域等内の土壌であれば、都道府県知事の認定を受けた土壌以外の土壌は、汚染土壌として運搬・処理することとする。

ただし、当該土壌が搬出される前に要措置区域等の指定の撤回がなされた場合は、そもそも汚染土壌としての扱いではなくなるため、当該規制の対象外となることに留意されたい。

##### ② 搬出先の変更

見直し後の基準が施行されたことにより、要措置区域等外へ搬出を予定している土壌の汚染状態が第二溶出量基準不適合から土壌溶出量基準不適合へと変更となり、搬出先の変更を可能とする場合は、搬出変更届出書（法第16条第2項）を提出することで変更を認めることとする。

今回は基準の緩和であるため、改正前の土壌溶出量基準、第二溶出量基準に基づいて土壌の搬出を行う場合も、新たな土壌溶出量基準、第二溶出量基準に不適合となる土壌が適切に取扱われることは確実である。したがって、見直し後の基準施行前に搬出届出書が提出されている場合は、当該搬出届出書に従って土壌を搬出して差し支えないこととする。

##### ③ 管理票の記載事項の変更

要措置区域等から汚染土壌が搬出され、運搬の途中で見直し後の基準が施行された場合、土壌を搬出しようとする者（管理票交付者）が管理票を再発行し、管理票に記載する土壌の汚染状態について見直し後の基準を用いた結果に変更することは差し支えない。ただし、搬出先を変更するときは、前述の搬出変更届出書（法第16条第2項）の提出が必要となる。また、運搬受託者は管理票交付者でな



いため、管理票の記載事項を変更してはならない（法第 20 条第 1 項）ことに留意されたい。

- ④ 既に実施した調査結果を用いて都道府県知事の認定を受けることができる土壤新土壤溶出量基準施行前に認定調査を行い、1,1-ジクロロエチレンの土壤溶出量が 0.02 mg/L 超過かつ 0.1 mg/L 以下であったために、都道府県知事に認定されなかった土壤及び都道府県知事に認定の申請を行わなかった土壤は、当該調査を実施以降に新たな土壤汚染のおそれが生じていないことを確認して、新土壤溶出量基準施行後に、当該調査の結果をもとに認定することができることとする。これは、1,1-ジクロロエチレンの基準見直しに伴う特例措置であり、認定を受けることができる土壤は、1,1-ジクロロエチレン以外の特定有害物質について、当該調査の結果が汚染の状態に係る基準に適合しているものに限る。

認定は、認定を受けようとする者から改めて認定調査の結果を記載した申請書の提出を受けて行うものとする。

#### (6) 汚染土壤処理施設

汚染土壤処理施設については、その廃止又は許可の取消し（撤回）にあたって、

- 1) 当該施設を設置していた場所の土地が要措置区域等に指定された場合
- 2) 周縁地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ土壤汚染状況調査の方法による調査で土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合
- 3) 当該周縁の地下水が廃止又は許可の取消し後 2 年間継続して地下水基準に適合する場合

のいずれかに該当するまでは、周縁地下水の水質の測定を継続することが求められている。上記 3) の地下水基準適合については、(4) ②と同様に、新地下水基準に適合する状態が 2 年間継続している場合、上記 3) の要件を満たすものとする。

## 2. 汚染状態に係る基準見直し前に調査義務が生じ又は調査命令が発出され、土壤汚染状況調査結果を報告する前の土地（土壤汚染状況調査の過程で基準が見直された土地）の取扱い

### (1) 調査義務及び調査命令の取扱い

- ① 1,1-ジクロロエチレンのみが試料採取等対象物質である場合の取扱い

法第 3 条による土壤汚染状況調査については、廃止された特定施設において 1,1-ジクロロエチレンの使用等があった場合を事由として調査義務が生じているため、基準の見直しによって調査義務が消滅することはない。

法第4条又は第5条の土壤汚染状況調査については、過去に土壤の調査が行われていたことが判明し、その調査結果が新土壤溶出量基準に適合する場合には、都道府県知事が当該調査命令を撤回することとする。

② 1,1-ジクロロエチレンを含む複数の特定有害物質が試料採取等対象物質である場合

廃止された有害物質使用特定施設で1,1-ジクロロエチレンの使用等の履歴が無かった場合の法第3条による土壤汚染状況調査において行われた地歴調査で、1,1-ジクロロエチレンの調査が行われていることが判明し、その結果が新土壤溶出量基準適合であった場合は試料採取等対象物質から除外される。調査実施者による申請を受け、「調査対象地において土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類」の通知（規則第3条第3項）を行っていた場合は、当該通知の特定有害物質の種類から1,1-ジクロロエチレンを除くこととする。

法第4条又は法第5条に基づく土壤汚染状況調査においては、当該土地の土壤が1,1-ジクロロエチレンによって汚染されているおそれがある場合には発出する調査命令の特定有害物質の種類に1,1-ジクロロエチレンが記載されているが、新土壤溶出量基準適合になる又は適合することが明らかな場合には、調査命令を記載した書面から1,1-ジクロロエチレンを除くこととする。

(2) 調査結果の報告の取扱い

土壤汚染状況調査は都道府県知事への調査結果の報告をもって完了する。したがって、土壤汚染状況調査中に基準見直しが施行された場合、調査結果の基準適合又は不適合の判断は、その調査結果の報告時の基準すなわち新土壤溶出量基準を用いることとする。改正前の基準を用いて既に土壤汚染状況調査を実施済みである場合、今回の改正は基準値の緩和となるので、試料採取等をやり直す必要は基本的にはないものと考えられる。ただし、調査結果の報告前に、地歴調査以降の何らかの調査に着手し実施中である場合、新土壤溶出量基準を用いて土壤汚染のおそれの区分、試料採取等区画の選定及び試料採取等地点の設定を変更することが合理的であれば、調査実施者は変更後の調査計画に基づき実施した調査結果を報告することは可能である。

(3) 調査義務の一時的免除を受けている土地の取扱い

基準見直し前に法第3条第1項ただし書により、調査義務の一時的免除を受けている土地において、基準見直し後に一時的免除が取り消され、土壤汚染状況調査の

義務が発生した場合は、新土壌溶出量基準を用いて土壌汚染状況調査を行うこととする。なお、基準見直し前に一時的免除が取り消され、土壌汚染状況調査中に新土壌溶出量基準が施行された土地は、上記（1）②及び（2）同様に対応することとする。

なお、この通知に係る区域の指定の撤回判断及び撤回手続について、その流れを示した図（別紙1及び別紙2）を添付するので参照されたい。

## 撤回等の公示例

### 〔公示例 1〕 基準見直しにより、要措置区域等の指定が全部又は一部撤回される場合

平成〇〇年〇〇市告示〇〇号により指定した要措置区域等の全部（又は一部）について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 23 号）の施行に伴い、当該区域に係る指定を撤回する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事（又は〇〇市長）

1 指定を撤回する要措置区域等

別図の通り（〇〇市〇丁目〇番地の一部）

2 指定時に土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

1, 1-ジクロロエチレン

### 〔公示例 2〕 基準見直しにより、要措置区域等の指定は維持されるが、当該区域指定の事由となっている特定有害物質の種類から 1, 1-ジクロロエチレンが除外される場合

平成〇〇年〇〇市告示〇〇号による要措置区域等の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 23 号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない物質の一部を除外する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事（又は〇〇市長）

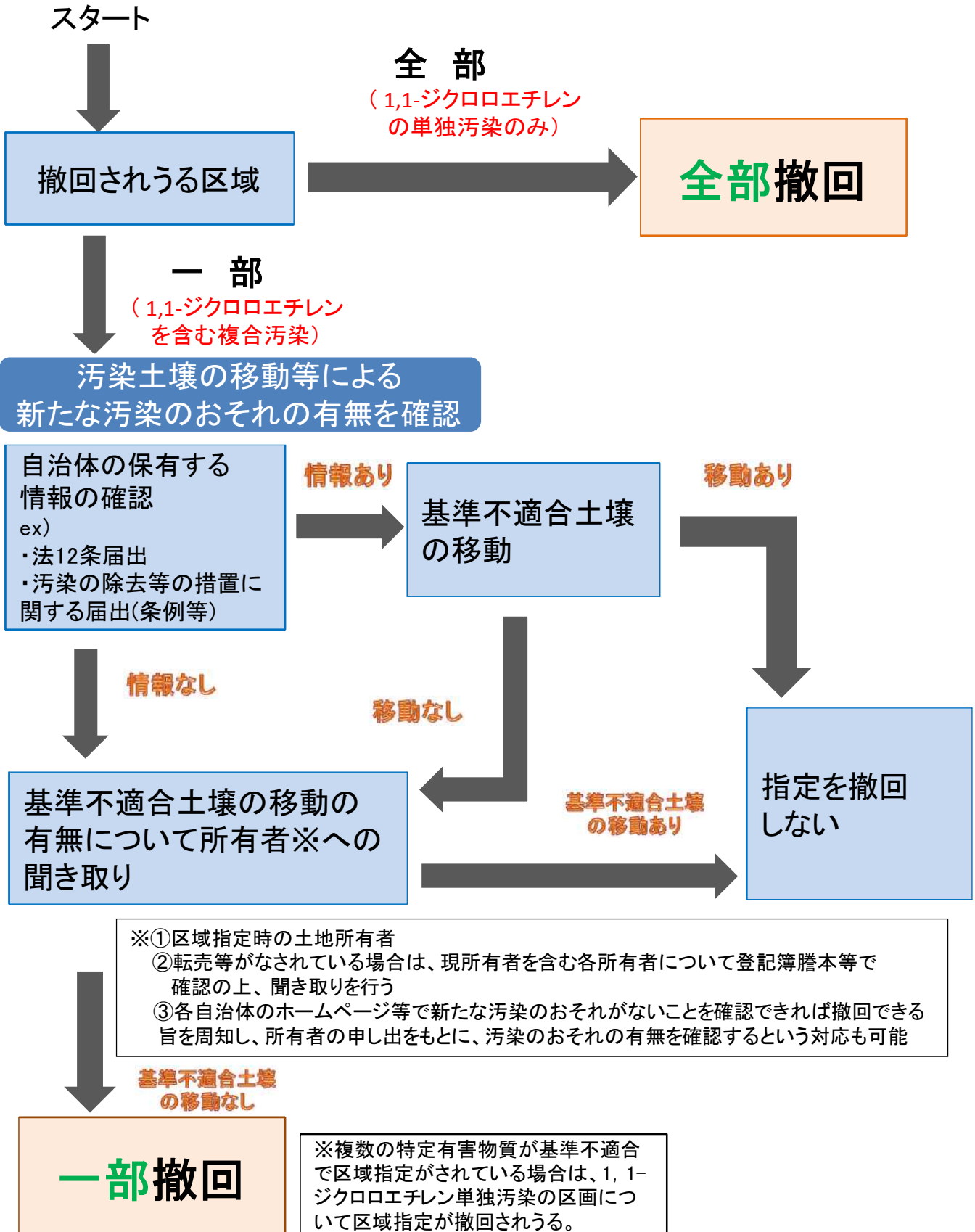
1 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

1, 1-ジクロロエチレン

2 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する要措置区域等

別図の通り（〇〇市〇丁目〇番地の一部）

# 1,1-ジクロロエチレンの基準見直しに伴う 区域の指定の撤回判断のフロー図



# 1,1-ジクロロエチレンの基準見直しに伴う 区域の指定の撤回等の手続フロー図

## 区域の指定の撤回 (単独汚染・複合汚染)

形質変更時  
要届出区域

要措置区域

### ① 区域の指定の撤回

区域の指定の全部又は一部を  
撤回する

### ② 指示措置の指示の撤回

指示の全部又は一部を  
撤回する

※指示をした名宛人に文書で行うことが  
考えられる。

### ③ 台帳の消除 (規則58条7項)

## 特定有害物質の種類 からの除外 (複合汚染)

形質変更時  
要届出区域

要措置区域

### ① 特定有害物質の種類からの撤回

規則第32条の公示のうち  
1, 1-ジクロロエチレンのみを除外する

### ② 指示の 撤回

規則第33条  
の指示のうち  
1, 1-ジクロロ  
エチレンのみ  
を除外する

※指示時に対象物質を明確化していない場合、除外不要  
※指示をした名宛人に文書で行うことが  
考えられる

### ② 指示の 変更

規則別表第5  
に従い別の措  
置に変更可能  
な場合、措置  
着手前は、変  
更することが  
適切

※指示をした名宛人に文書で行うことが  
考えられる

### ③ 台帳の変更 (規則58条6項)